# さいたま市自治基本条例検討委員会 第 15 回会議 市民部会検討の記録

日時	平成 22 年 12 月 20 日(月) 18:30~21:30
場所	浦和区役所 コミュニティ活動コーナー
参加者	〔委員等〕計9名
※敬称略	中津原 努/伊藤 巖/内田 智/小野田 晃夫/栗原 保/富沢 賢治/細川 晴衣
	古屋 さおり/吉川 はる奈
	(欠席者:小林 直太)
	〔事務局:さいたま市〕計6名
	企画調整課総合振興計画係 係長 柿沼 浩二/主査 松尾 真介/主査 大砂 武博
	主任 高橋 格
	市民生活部参事(兼)コミュニティ課長 倉林 克昌/コミュニティ課課長補佐 神田 正一
	〔地域総合計画研究所〕計2名
	松岡 宏/大町 しのぶ
	〔傍聴者〕O名
議題及び	   1. 区民会議及びコミュニティ会議の見直しについて
公開又は	2. 自治基本条例について(各テーマの検討)
非公開の	[公開]
別	
配付資料	次第
	資料 1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

# 1. 区民会議及びコミュニティ会議の見直しについて

#### 〇コミュニティ課

- ・ 区民会議及びコミュニティ会議については、さいたま市市民活動推進委員会からの答申 (平成22年6月22日)を受け、見直しを行う予定である。
- ・ 見直しについては、各区が独自性を発揮し、区の特徴・特性を生かしたまちづくりを進めていくことを基本とする。
- 区民会議については、以下の方向性で見直すことを考えている。
  - ① 区内のさまざまな課題等を協議し、区長に提言する組織とする。
  - ② 協議内容は「区長からの提案」と「委員による提案」とする。
  - ③ 区役所職員が参加し、助言等を行う。
- ・ コミュニティ会議の認定については、以下の方向性で見直すことを考えている。
  - ① 名称が誤解を生んでいるため廃止する。(コミュニティ会議とは、区内で活動する市民活動団体を区長が認定する制度のこと。)
  - ② 各種団体の登録による緩やかなネットワークを図る。
  - ③ 新たなまちづくりの仕組みや事業をつくり出すことにより、区民の積極的な参加を図る。
- ・ 具体的には、各区で対応することになるが、区民会議の設置要綱の見直し、コミュニティ会議認定要綱の廃止を行い、それに代わる新たな市民活動ネットワーク登録基準を設けることになる。
- ・ 現在は、新体制への移行準備を進めているところであり、今後、区民会議の委員選出や 市民活動ネットワークの登録準備を経て、来年4月から新体制に移行する予定。
- ・ また、区長から提案する協議テーマについて、各区で協議を進めているところである。

#### 〇中津原部会長

例えば、総合振興計画の区別計画を協議してはどうか。

#### 〇コミュニティ課

区役所のあり方の見直しについても検討が進んでおり、それとのバランスを取る必要も 出てくると思うので、現時点では未定である。

#### 〇伊藤委員

これまでの経緯を踏まえて見直しを行うということで良いか。

# 〇コミュニティ課

・ 協議よりも実践活動の比重が高く、委員の負担が大きいとの意見などがあり、区民会議 の役割を見直すものである。

#### 〇内田委員

・ コミュニティ会議認定要綱を廃止し、市民活動ネットワーク登録基準にすることで、何 がどのように変わるのか。

#### 〇コミュニティ課

・ これまでの「コミュニティ会議」は会議体のように誤解されるが、市民活動団体の認定 制度のことである。その認定制度を各団体が入りやすい登録制度に切り替えて、市民活 動のつながりを徐々に作り出していくことを目指すものである。

#### 〇中津原部会長

・ 変わる点は3点。1点目は名称が変わること。2点目は認定制度から登録制度に変わること。3点目は市民活動ネットワークに対する区の支援策が位置付けられること。

# 〇栗原委員

・ 今回の見直しには、市民活動推進委員会の答申がすべて反映されるのか。反映できない点 もあるのか。

# 〇コミュニティ課

・ 区役所がより積極的に区民会議や市民活動ネットワークに関わっていくことを予定して おり、答申からさらに少し踏み込んで見直しを行っている。

#### 〇中津原部会長

・ 区役所職員の参加については、どのように考えているのか。区民会議の委員の一員とい うことになるのか。

# 〇コミュニティ課

• 区民会議と区役所が一体となって諸課題の解決を図るため、区職員が協議に参加することを考えている。

# 〇中津原部会長

・ これまでは事務局として、議論には入っていなかった。私は区役所職員も区民会議の中 に入った方が良いと思う。区ごとに決めても良いのか。

#### 〇コミュニティ課

・ 委員の定数や議決権の問題など賛否両論ある。いずれにしても、区役所職員も積極的に 議論に加わってもらう。

#### 〇細川委員

· 公募の要件は区ごとに決定するのか。年齢の要件は決まっているのか。

#### 〇コミュニティ課

・ 公募要件の基本的な部分は、全市統一で考えている。年齢要件については、今は20歳以上だが、できれば多くの市民に参加してもらいたいので、18歳以上にしたいと考えている。

#### 2. 自治基本条例について

(1) 区(区民会議・コミュニティ会議など)(市民部会個別通テーマ)

# 【条例案骨子】

#### (区役所による区民活動の支援)

- 区は、区民による地域のまちづくりの調整・まとめ役を担う。
- そのため、区民生活に関する総合的な相談窓口の設置、区民の地域活動に関する情報交換の場の設置、活動の機会や場の提供、活動資金の助成等、必要な支援を行う。

#### (区民会議)

- 区民が主体となって地域のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。
- 区民会議は、区民の代表、区内の学校、企業、団体、及び区職員で構成する。
- 区長は、区民会議の提言を尊重し、区政の充実のために活用する。

#### 【考え方・解説】

・ さいたま市は、大きすぎるとともに、組織の縦割り等により市民との円滑なコミュニケーショ

- ンが困難であるため、区が、市民ニーズに沿った統合的な市民サービスを行う必要がある。
- ・ しかし現状の区役所には、必要な権限、人材が不足しているため、この条例に区の望まれる姿 を述べて、その改革を促す。
- ・ 区役所のあり方検討委員会、市民活動推進委員会等の提言を位置づけることが必要。

#### 【中津原委員からの発表】

- 2次案と大きく変えていない。
- ・ 「区民会議」については、2次案以降変更してない。
- ・ さいたま市は人口 120 万超の大きな自治体となり、市民との円滑なコミュニケーション が難しくなっているので、区役所の果すべき役割が大きい。
- ・ 行政組織としての区役所の役割は議会・行政部会の検討事項であるので、区役所の区民活動に対する支援という役割に限って記述した。
- 区役所のあり方検討委員会の提言には、地域活動支援の観点が薄いのではないか。

#### 【意見】

- 区役所には必要な権限、人材が不足していると断定して良いのか。
- ・ 表現は見直す。例えば、川崎市などでは、都市計画マスタープランの区別構想を区役所で つくっており、地域のまちづくりを区役所が中心となっておこなっているので、そういう 市と比べれば不足しているということである。
- ・ 区のあり方が8年前と変わってきている。社会経済情勢による様々な要請があり、それに 対応する人材が不足しているということもあるのではないか。
- ・ 区民会議のあり方については、市民活動推進委員会の答申で方向性が示されており、それ との整合を図る必要があるのではないか。
- ・ 区民会議に関する条例案骨子のうち2つ目の「・」では、区職員が構成メンバーになっているが、今のところ区民会議の見直し案にはない内容であり、少し気になる。区長が「区民会議の提言を尊重」という表現は、さいたま市区における総合行政の推進に関する規則にも同様の責務規定があり、特に問題はないと思う。
- 区民会議の細かい運用は各区の要綱に委ねられているため、基本的な点は条例に位置付けることが必要と思うが、どうか。
- 細かいことまで条例で位置付けると、区として動きがとれなくなるのではないか。
- ・ 地域によって特性が異なるので、条例で区民会議の構成を規定してしまうと、区の自主性 を阻害することにもなるのではないか。
- 「多様な主体から構成する」としたら良いのだろうか。
- 多様な主体が議論の場に参加しているのとしていないのとでは、実施の段階でその効果に 大きな違いが出ると思う。
- ・ 多様な主体や区役所の職員が実際に関わることはあっても、この条例で詳細に規定することには難しい面もあると思う。
- 「区役所による区民活動の支援」の2つ目の●にある例示は適切か。
- ・ 条例案骨子の2つ目の●は、市民活動ネットワークに対する支援のみを規定しているものではないと思うがどうか。市民活動ネットワークに登録すれば、区役所から何らかの形で支援することになると思うが、「区民生活に関する総合的な相談窓口」と書かれていると、すでに設置している「くらし応援室」をイメージしてしまう。
- ・ 「活動資金の助成」というと自分たちの活動のための資金援助と思う人もいると思うので、 もう少し柔らかな表現にできないか。現行の補助制度は、団体に対する活動資金というこ とではなく、公的な活動に対する支援という性格のものである。
- ・ 資金の問題は、市民活動団体にとっては深刻であり、どのような形にしろ、触れておきたい。

#### (2)身近なコミュニティ(地域における問題解決、問題の集約、自治会の役割など)(市民部会個別テーマ)

#### 【条例案骨子】

- 地域コミュニティは、地域の身近な課題を自ら解決する権利と責務を持っている。
- 自治会は、地域コミュニティの中核として、その課題解決に率先して取り組むよう努めるものとする。
- 地域の住民、企業、学校、市民活動団体等は、自治会と協力して、地域コミュニティの課題

に積極的に取り組むよう努めるものとする。

● 市および区は、地域コミュニティが主体的に行う自治活動に対して、情報や活動の場の提供、 人材や資金の提供、地域内外にわたる活動の調整等、活動の円滑化に必要な支援を行う。

#### 【考え方・解説】

- 地域でできることは地域でやるという「補完性の原理」を基本的な考え方とする。
- ・ 自治会は地域自治の主役であるので、この条例に位置付けることが欠かせない。
- ・ 市民も、自治会等を通じて、地域における問題解決に関わる自覚を持つことを明記したい。
- ・ 新たな地域課題に取り組んでいくためには、自治会や市民と地域に関わっていく企業、学校、 市民活動団体等との協働が必要である。

#### 【中津原委員からの発表】

- ・「地域の課題」を限定し、「地域の身近な課題」とした。
- 4つ目の●に、例示を細かく書いた。
- ・ 補完性の原理を基本的な考え方とした。また、高齢化、防犯、環境など、今までにない課 題への取組について、市民が原動力になっていくとの考えを書いた。
- ・ 補完性の原理を基本的な考え方とした場合、地域コミュニティで扱う範囲や地域だけで解 決できる範囲は曖昧と感じており、その点が論点だと思う。
- ・ 地域コミュニティの活動を円滑化するためには、具体的にどのようなことが求められるの か。そのために、自治基本条例では何を書いておけば良いか。
- ・ 「地域コミュニティ」の定義も論点。今のところ、「住民・自治会をはじめとして、企業、 学校等の団体を含め、身近な生活の場となる地域を構成する人々の集合体」という定義で 良いか。

#### 【意見】

- ・ 自治会は、これまでも自主的に地域の活動に取り組んできたのに、条例案骨子の2つ目、3つ目の●は命令口調となっているので、自治会側で反発が出る可能性がある。もう少しやさしい表現に修正する必要があると思う。
- 自治会等の地域活動を推進するために、どのような仕組みが必要なのか。
- ・ 住民が率先して自治会等の活動に参加することが必要。先日の意見交換会でも様々な課題 が出ていたが、やはり地域活動は人である、という結論になるのではないか。
- ・ 今の自治会は、基本的にやらなければならないことが多すぎる。市役所から依頼される業務を減らすことができれば、もっと地域の課題に取り組めると思うが、行政に戻すということは今の時代に逆行するような気もする。
- 自治会は身近で大事な組織だと思うが、様々な課題を抱えて大変な状況にあると思うので、 自治会が抱えている仕事を整理し、将来も見越して、ほかの団体等に分けるようなことも 考える必要があるのではないか。
- ・ 区の機能と自治会のかかわりを整理する必要はあるかもしれない。
- ・ これから先のことを考えると、自治会だけだと許容量がオーバーしてしまう。「新しい公 共」という考え方は今後も残っていくものだと思うので、自治会だけではなく、企業やボ ランティア団体が活躍する場面も出てくるのではないか。
- ・ 自治会は基礎的な地域のコミュニティの基盤になるものであり、自主防災組織などの別の 組織も自治会を基礎に組織されているので、役割分担の見直しを行うのも難しいのではな いか。
- ・ 地域をカバーしているのは自治会だけなので、NPOと同列で語ることは難しいのではないか。
- ・ 今後の可能性として、自治会や他の団体などが協力することで、もっといろいろなことが できると思うので、その辺の視点を入れておくことが必要ではないか。
- ・ 近隣自治会との関係が重要になってきているが、行政側の管轄区域が異なるケースなども あるので、行政が整合を図る必要があると思う。
- ・ 資金援助は必要であり、補助金の出し方を工夫する必要があるのではないか。
- ・ 地域活動を充実するには人材を拡げることが大事であり、そのための支援をどのようにするかという視点が求められるのではないか。

# (3)条例の運用(実効性の確保)(共通テーマ)

#### 【条例案骨子】

### (条例の運用)

- この条例の運用状況の調査、実績の評価、及び必要な改善の検討等を行い、市民自治の推進を促すため「市民自治推進委員会(仮称)」を設ける。
- 委員会は、市民等、市議会議員、行政職員で構成する。
- 委員会では、市民自治の各主体との定常的な情報交換に基づいて、毎年、市民自治白書を 発行する。

#### (条例の改正)

● この条例は、新たな市民自治のニーズ等に対して敏速に対応していくため、適宜見直しを 行っていく。

#### 【考え方・解説】

- ・ 条例をつくっただけでは駄目。条例の中に、運用の方法を定めておくことが必要。
- ・ 恒常的に条例の実効性をチェックする組織を位置づけることが必要。
- ・ 条例は市民、議会、行政の3者のものであるので、運用組織にもその3主体の参加が必要。

#### 【中津原委員からの発表】

- ・ 「条例の運用」と「条例の改正」の2項目に分けた。
- ・ 「市民自治推進委員会(仮称)」の委員構成について、市民、議員、行政職員の「代表」 とすることは難しいとの指摘があったので、「代表」という表現を削除した。
- 「市民自治推進委員会(仮称)」には、議員や行政職員も参加してもらいたいが、どういう形で参加してもらうか、ということが論点。

### 【地域総合計画研究所からの発表】

- 「市民自治推進委員会(仮称)」のような自治の推進に向けた体制が動き出している自治 体は少ない。
- ・ 自治基本条例を制定した自治体のうち、自治の推進に向けた体制を設けている事例を構成メンバーに着目して分類すると、以下の概ね3つの形態に分かれる。
  - 1. 学識経験者、市民活動団体等及び公募委員で構成、又は学識経験者と公募委員で構成している形態 (川崎市、静岡市など)
  - 2. 学識経験者、市民活動団体等及び公募委員のほか、議員や職員も入っている形態(豊島区)
  - 3. 行政内部に推進本部を設置している形態(札幌市)
  - 調べた限りでは大半が1.のパターンで、2.と3.は1事例ずつである。

# 【意見】

- ・ 「市民自治推進委員会(仮称)」を設ける必要はないのではないか。基本となる条例を制 定する一方で、常時見直しを行う、という姿勢はおかしいのではないか。もし必要なら、 札幌市のように行政側で実施すれば良いのではないか。
- ・ 「市民自治推進委員会(仮称)」は条例が十分機能し、運用されているかをチェックする ための機構である。条例改正に向けて常時見直しを行うという性格のものではない。
- ・ 「市民自治推進委員会(仮称)」の論点は、委員会が何を任務とするのか、議員が委員会 の構成メンバーとして入ることができるのか、の2点あると思う。
- ・ 例えば、川崎市の事例では、第1期で情報共有、第2期では参加と協働をテーマとしているが、もし本市で「協働」をテーマに運用状況の検証等を行おうとすれば、市民活動推進 委員会が扱う領域との重なりが生じてくると思う。既存の審議会等との棲み分けにも注意 しながら、検討することが必要ではないか。
- 議会では、市長の附属機関に議員が原則入らない方針と聞いている。市長の附属機関という形態以外で、議員が構成員として入るにはどのような形態があり得るのか、検討が必要。
  豊島区では議員が構成員として入っているが、あくまでも区長の附属機関という位置付けである。
- ・ 市長と議会の役割分担が明確になされているところに、新たに職員と議員が一緒に入る機 関をつくることになれば、両者の役割等が混乱するのではないか。
- ・ 議会との意見交換会では、議会は市長の附属機関に原則参加しないとの説明があった。そ

- の一方で、自治基本条例では議会も一つの主体として位置付けられるのだから、他の条例 と同一に扱うことで良いのかとの意見もあった。
- ・ 議会・行政部会でも議論しているが、結論が出ていない。委員会等の体制を整える前に、 この条例をどのように運用・評価していくのか、そもそも条例が理念的なものになれば運 用や評価も難しくなるのではないか、との意見もあり、条例の全体像を見た上で仕組みや 体制を選択していくとの方向性になりつつある。
- ・ 条例の検証や運用のチェックはそもそも議会の役割ではないか、との批判もあり得るのではないか。
- 運用を評価できないような条例では意味がないのではないか。
- ・ 評価よりも、条例を活用して、市民がどのように参加して、協働するか、その仕組みをつ くることの方が大事ではないか。
- ・ 体制だけを定めるのではなく、どのように評価していくかなどを説明できるようにしてお く必要があるのではないか。
- ・ 自治基本条例は理念を掲げるものとの前提に立てば、体制を先に作って、具体的なプロセスや仕組みを整えていくこともあり得るのではないか。
- 「仕組みを整備する」との一文にしてしまうことは簡単だが、どういった仕組みであれ、 その仕組みに市民、議会、行政が対等の立場で参加すること自体がこの条例の基本的な考 え方になり得るのではないか。
- ・ 条例が理念的なものになればなるほど、それがどのように機能しているかという実績の検 証は難しくなってくる。
- 理念を具体化させるための委員会等を設置することはあり得るのではないか。

# 3. これまでの部会における検討の総括【意見】

- ・ 「協働」のテーマについては、市民活動及び協働の推進条例と重複するところが あるので、棲み分けが必要ではないか。
- ・ 市民活動及び協働の推進条例では、「市民活動」についてはしっかり規定されているが、「協働」については少しもの足りないところがあるので、自治基本条例で踏み込んで規定したい。
- 市民活動及び協働の推進条例との関係については、今後精査していきたい。
- ・ 「条例の位置付け」のテーマで使用している「課題解決の羅針盤」という表現は、 「さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方)」を8月に決定した 時点では良い表現だと思ったが、実際に使っていくと説明が難しく、条例案骨子 の中で使用することが適切なのか疑問に感じている。
- 「住民投票」については、住民の定義をひとまず「選挙権を有する市内在住者」 とした上で、さらに「選挙権を持たない市民」にも住民投票の請求権や投票権を 認めるかどうかを今後の論点としてはどうか。
- 「市民」、「住民」などの用語は、全体ですり合わせをし、整理する必要がある。

以上